

令和8年第2回南幌町議会臨時会議事日程

令和8年5月7日(木)

午前9時30分開議

日程番号	事件番号	事件名	結果
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		諸般報告 1 会務報告 2 例月出納検査結果報告	
4	議案第20号	専決処分の承認を求めることについて(令和7年度南幌町一般会計補正予算(第8号))	
5	議案第21号	専決処分の承認を求めることについて(町税条例の一部を改正する条例)	
6	議案第22号	専決処分の承認を求めることについて(南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	
7	議案第23号	工事請負契約について(準工業用地等整備工事(第1工区))	
8	議案第24号	工事請負契約について(準工業用地等整備工事(第2工区))	
9	議案第25号	財産の取得について(学校情報機器更新)	

諸般報告 1

会 務 報 告

月	日	内 容
3月	2日	議会運営委員会所管事務調査を実施した。
	9~16日	第1回議会定例会を開催した。
	11~13日	予算審査特別委員会を開催した。
	16日	産業経済常任委員会所管事務調査を実施した。
	19日	全員協議会を開催した。
	24日	総務常任委員会所管事務調査を実施した。
	同日	議会運営委員会所管事務調査を実施した。
4月	6日	広報特別委員会を開催した。
	8日	議会懇談会を開催した。
	9日	広報特別委員会を開催した。
	同日	議会懇談会を開催した。
	14日	南幌町議会まちづくり特別委員会を開催した。
	15日	広報特別委員会を開催した。
	18日	議会懇談会を開催した。
	20日	議会運営委員会所管事務調査を実施した。
	22日	南空知町村議会議長連絡協議会総会が長沼町で開催され、議長出席した。
	23日	総務常任委員会所管事務調査を実施した。
	27日	空知町村議会議長会役員会が浦臼町で開催され、議長出席した。
5月	1日	南幌きららパークキャンプ場オープニングセレモニーに各議員出席した。

諸般報告 2

例月出納検査結果報告について

このことについて、令和8年3月17日及び令和8年4月15日付けをもって別紙のとおり監査委員から報告があったので報告する。

令和8年5月7日提出
南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦

記

南 監 査 号
令和 8 年 3 月 1 7 日

南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦 様

南幌町監査委員 白 倉 敏 美
南幌町監査委員 加 藤 真 悟

例月出納検査の結果について

令和 8 年 3 月 1 7 日に執行した令和 8 年 2 月分の例月出納検査結果を、地方自治法第 2 3 5 条の 2 第 3 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---------|---|------------|
| 1 検査現在日 | 令和 8 年 2 月 2 8 日 | 一般会計及び特別会計 |
| 2 検査実施日 | 令和 8 年 3 月 1 7 日 | |
| 3 検査意見 | 出納事務は適法に取扱われており、異常ないものと認む。
現金出納状況は別紙のとおりである。 | |

令和7年度

現金出納状況

令和8年2月28日現在 (単位:円)

区分	歳入			歳出			残高	一時借入・会計間流充用額		実残高	
	前月までの受高	本月中受高	累計	前月までの払高	本月中払高	累計		会計名	金額		
一般会計	5,521,616,686	697,561,065	6,219,177,751	5,425,658,587	720,001,658	6,145,660,245	73,517,506	一時借入金等 国保会計へ 介護会計へ 後期会計へ	△ 40,000,000 △ 10,000,000	123,517,506	
国保会計	786,097,583	74,430,790	860,528,373	764,230,642	73,054,634	837,285,276	23,243,097	一般会計より	40,000,000	△ 16,756,903	
介護保険会計	740,994,932	61,765,300	802,760,232	715,651,804	84,688,698	800,340,502	2,419,730	一般会計より	10,000,000	△ 7,580,270	
後期高齢者会計	111,120,178	4,616,000	115,736,178	111,035,518	2,719,592	113,755,110	1,981,068	一般会計より	0	1,981,068	
歳入歳出外	689,185,162	33,879,239	723,064,401	614,994,538	53,748,808	668,743,346	54,321,055		0	54,321,055	
合計	7,849,014,541	872,252,394	8,721,266,935	7,631,571,089	934,213,390	8,565,784,479	155,482,456		0	155,482,456	
一時借入金	借入先	金額	名称	金額	名称	金額	名称	金額	歳計 現金の 保管	現金(つり銭)	175,000
	南幌町農協		財政調整基金	127,787,660	農業支援対策基金	873,580				信金定期預金	10,577,400
	空知信金		減債基金	192,041,082	ふるさと応援基金	225,362,884				農協定期預金	6,801,200
			教育振興基金	3,661,850	森林環境譲与税基金	3,604,097				農協普通預金	137,928,856
			地域福祉振興基金	13,319,570	消防防災対策基金	10,002,500					
			南幌温泉ハート&ハート基金	31,553,311	国民健康保険事業特別会計基金	107,215,590					
			中山間ふるさと水と土保全基金	10,673,982	介護給付費等準備基金	109,058,390					
	合計	0		10,673,982		109,058,390	合計	835,154,496		合計	155,482,456

令和7年度

病院事業会計

令和8年2月28日現在 (単位:円)

区分	歳入			歳出			残高	一時借入・会計間流充用額		実残高
	前月までの受高	本月中受高	累計	前月までの払高	本月中払高	累計		区分	金額	
病院事業(預金)	1,125,594,718	36,686,746	1,162,281,464	658,164,772	76,097,761	734,262,533	428,018,931			428,018,931
病院事業(現金)	100,000	0	100,000	0	0	0	100,000			100,000
病院事業(預り金)	83,797,674	6,201,892	89,999,566	80,054,764	6,169,758	86,224,522	3,775,044			3,775,044
計	1,209,492,392	42,888,638	1,252,381,030	738,219,536	82,267,519	820,487,055	431,893,975			431,893,975
一時借入金	借入先	金額	名称	金額	名称	金額	区分	金額	区分	金額
	空知信金						信金普通預金	131,793,975	現金	100,000
							信金定期預金	250,000,000		
	計	0			合計	0	農協定期預金	50,000,000	合計	431,893,975

令和7年度

下水道事業会計

令和8年2月28日現在 (単位:円)

区分	歳入			歳出			残高	一時借入・会計間流充用額		実残高
	前月までの受高	本月中受高	累計	前月までの払高	本月中払高	累計		区分	金額	
下水道事業(預金)	581,194,317	30,148,139	611,342,456	554,195,409	15,955,795	570,151,204	41,191,252			41,191,252
下水道事業(現金)							0			0
下水道事業(預り金)	260,000	0	260,000	260,000	0	260,000	0			0
計	581,454,317	30,148,139	611,602,456	554,455,409	15,955,795	570,411,204	41,191,252			41,191,252
一時借入金	借入先	金額	名称	金額	名称	金額	区分	金額	区分	金額
	南幌町農協	160,000,000					農協普通預金	41,191,252	現金	0
	計	160,000,000			合計	0	農協定期預金	0	合計	41,191,252

南 監 査 号
令和 8 年 4 月 1 5 日

南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦 様

南幌町監査委員 白 倉 敏 美
南幌町監査委員 加 藤 真 悟

例月出納検査の結果について

令和 8 年 4 月 1 5 日に執行した令和 8 年 3 月分の例月出納検査結果を、地方自治法第 2 3 5 条の 2 第 3 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---------|---|------------|
| 1 検査現在日 | 令和 8 年 3 月 3 1 日 | 一般会計及び特別会計 |
| 2 検査実施日 | 令和 8 年 4 月 1 5 日 | |
| 3 検査意見 | 出納事務は適法に取扱われており、異常ないものと認む。
現金出納状況は別紙のとおりである。 | |

令和7年度

現金出納状況

令和8年3月31日現在 (単位:円)

区分	歳入			歳出			残高	一時借入・会計間流充用額		実残高	
	前月までの受高	本月中受高	累計	前月までの払高	本月中払高	累計		会計名	金額		
一般会計	6,219,177,751	1,960,352,263	8,179,530,014	6,145,660,245	1,067,909,439	7,213,569,684	965,960,330	一時借入金等 950,000,000			
国保会計	860,528,373	101,272,353	961,800,726	837,285,276	67,766,878	905,052,154	56,748,572	国保会計へ △ 40,000,000			
介護保険会計	802,760,232	130,301,288	933,061,520	800,340,502	81,602,540	881,943,042	51,118,478	介護会計へ △ 25,000,000			
後期高齢者会計	115,736,178	30,611,499	146,347,677	113,755,110	26,306,079	140,061,189	6,286,488	後期会計へ			
歳入歳出外	723,064,401	85,504,882	808,569,283	668,743,346	103,693,159	772,436,505	36,132,778				
合計	8,721,266,935	2,308,042,285	11,029,309,220	8,565,784,479	1,347,278,095	9,913,062,574	1,116,246,646		950,000,000	166,246,646	
一時借入金	借入先	金額	名称	金額	名称	金額	名称	金額	歳計 現金の 保管	現金(つり銭)	175,000
	南幌町農協	950,000,000	財政調整基金	901,377,538	農業支援対策基金	873,580				信金定期預金	10,577,400
	空知信金		減債基金	192,079,559	ふるさと応援基金	225,362,884				農協定期預金	6,801,200
			教育振興基金	3,661,850	森林環境譲与税基金	3,604,097				農協普通預金	1,098,693,046
			地域福祉振興基金	13,319,570	消防防災対策基金	10,002,500					
			南幌温泉ハート&ハート基金	31,553,311	国民健康保険事業特別会計基金	107,215,590					
			中山間ふるさと水と土保全基金	10,673,982	介護給付費等準備基金	109,058,390					
	合計	950,000,000				合計	1,608,782,851			合計	1,116,246,646

令和7年度

病院事業会計

令和8年3月31日現在 (単位:円)

区分	歳入			歳出			残高	一時借入・会計間流充用額		実残高
	前月までの受高	本月中受高	累計	前月までの払高	本月中払高	累計		区分	金額	
病院事業(預金)	1,162,281,464	110,506,008	1,272,787,472	734,262,533	56,156,258	790,418,791	482,368,681			482,368,681
病院事業(現金)	100,000	0	100,000	0	0	0	100,000			100,000
病院事業(預り金)	89,999,566	6,087,618	96,087,184	86,224,522	6,461,433	92,685,955	3,401,229			3,401,229
計	1,252,381,030	116,593,626	1,368,974,656	820,487,055	62,617,691	883,104,746	485,869,910			485,869,910
一時借入金	借入先	金額	名称	金額	名称	金額	区分	金額	区分	金額
	空知信金						信金普通預金	185,769,910	現金	100,000
							信金定期預金	250,000,000		
	計	0			合計	0	農協定期預金	50,000,000	合計	485,869,910

令和7年度

下水道事業会計

令和8年3月31日現在 (単位:円)

区分	歳入			歳出			残高	一時借入・会計間流充用額		実残高
	前月までの受高	本月中受高	累計	前月までの払高	本月中払高	累計		区分	金額	
下水道事業(預金)	611,342,456	235,708,940	847,051,396	570,151,204	231,500,021	801,651,225	45,400,171			45,400,171
下水道事業(現金)							0			0
下水道事業(預り金)	260,000	0	260,000	260,000	0	260,000	0			0
計	611,602,456	235,708,940	847,311,396	570,411,204	231,500,021	801,911,225	45,400,171			45,400,171
一時借入金	借入先	金額	名称	金額	名称	金額	区分	金額	区分	金額
	南幌町農協						農協普通預金	45,400,171	現金	0
	計	0			合計	0	農協定期預金	0	合計	45,400,171

議案第 2 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同法同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和 8 年 5 月 7 日提出
南幌町長 大 崎 貞 二

記

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、町税条例の一部を改正する条例制定を次のとおり専決処分する。

令和8年3月31日
南幌町長 大崎 貞二

理由

議会の議決すべき事件について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため専決処分するものである。

町税条例の一部を改正する条例

町税条例（昭和33年南幌町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第18条の3中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第19条中「、第81条の6第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第81条の6第1項の申告書、」を削る。

第33条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「特定配当等」という。）」の次に「（同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第80条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第80条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「、その使用者に」を「、当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「、これを課さない」を「、この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第81条第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第81条第2項中「三輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第81条の3から第81条の8までを削る。

第82条（見出しを含む。）、第83条（見出しを含む。）及び第85条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第87条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号

の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第88条の見出し、第89条（見出しを含む。）及び第90条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第91条第2項中「第80条第3項ただし書」を「第80条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第7条の3の前の見出し及び同条を削り、附則第7条の3の2を附則第7条の3とし、同条に見出しとして「（個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付する。

附則第7条の3中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第7条の3の2第1項」を「附則第7条の3第1項」に改める。

附則第8条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第7条の3の2第1項」を削る。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第4項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に改め、同条第5項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改める。

附則第10条の3第7項中「附則第12条第16項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第8項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第9項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第10項第5号及び第12項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第13項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第14項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）

第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第15条の2から第15条の6までを削る。

附則第16条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第16条の2（見出しを含む。）中「の種別割」を削り、同条第1項中「から第4項まで」を「又は第3項」に改める。

附則第16条の3第3項第2号、第16条の4第3項第2号及び第17条第3項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

附則第18条第5項第2号、第19条第2項第2号及び第20条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第20条の2第2項第2号及び第5項第2号並びに附則第20条の3第2項第2号及び第5項第2号中「、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」を「及び第7条の3第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の町税条例（次条第1項において「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 町税条例の一部を改正する条例（平成26年南幌町条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第5条中「の種別割」を削る。

提案理由

地方税法等の改正に伴い、本案を提案するものである。

議案第 2 2 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同法同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和 8 年 5 月 7 日提出
南幌町長 大 崎 貞 二

記

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定を次のとおり専決処分する。

令和8年3月31日
南幌町長 大崎 貞二

理由

議会の議決すべき事件について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため専決処分するものである。

南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

南幌町国民健康保険税条例（平成19年南幌町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「66万円」を「67万円」に改める。

第26条第1項中「66万円」を「67万円」に改め、同項第2号中「305,000円」を「31万円」に、同項第3号中「56万円」を「57万円」に、同条第3項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に、同条第4項中「第1項、第2項又は前項」を「前3項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の南幌町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法施行令の改正に伴い、本案を提案するものである。

議案第 23 号

工事請負契約について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年南幌町条例第 11 号）第 2 条の規定に基づき、指名競争入札に付した工事について、次のとおり請負契約を締結するため地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 5 月 7 日提出
南幌町長 大崎 貞二

記

1 契約の目的

準工業用地等整備工事（第1工区）

2 契約の方法

指名競争入札

3 契約金額

金129,690,000円也

（内消費税及び地方消費税の額11,790,000円）

4 契約の相手方

玉川・土井総業・大同舗道特定建設工事共同企業体

代表者 恵庭市相生町4丁目6番30号

株式会社玉川組

代表取締役社長 玉川裕一

構成員 空知郡南幌町南11線西6番地

株式会社土井総業

代表取締役 土井義博

構成員 札幌市中央区北2条東17丁目2番地

大同舗道株式会社

代表取締役社長 金子立一

参考

工期 契約締結日より令和8年9月18日まで

議案第 2 4 号

工事請負契約について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年南幌町条例第 1 1 号）第 2 条の規定に基づき、指名競争入札に付した工事について、次のとおり請負契約を締結するため地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 5 月 7 日提出
南幌町長 大 崎 貞 二

記

1 契約の目的

準工業用地等整備工事（第2工区）

2 契約の方法

指名競争入札

3 契約金額

金178,200,000円也
（内消費税及び地方消費税の額16,200,000円）

4 契約の相手方

草野・南幌土建・共立道路特定建設工事共同企業体

代表者 江別市上江別西町16番地
草野作工株式会社
代表取締役 草野 貴友

構成員 空知郡南幌町元町1丁目4番5号
株式会社南幌土建
代表取締役 峰尾 義明

構成員 夕張郡栗山町字大井分326番地
共立道路株式会社
代表取締役 鵜川 昌久

参考

工期 契約締結日より令和8年9月18日まで

議案第 25 号

財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年南幌町条例第 11 号）第 3 条の規定に基づき、財産の取得について次のとおり契約を締結するため地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 5 月 7 日提出
南幌町長 大崎 貞二

記

1 取得の目的

学校情報機器更新

2 取得する財産

名 称	校務用コンピュータ備品
数 量	一式

3 取得の方法

指名競争入札

4 契約金額

金 37,710,200 円也
(内消費税及び地方消費税の額 3,428,200 円也)

5 契約の相手方

札幌市中央区北1条東2丁目5番2号
富士電機ITソリューション株式会社 北海道支店
支店長 小松俊也

参考

納期 契約締結日より令和9年3月31日まで